

改正

平成18年 3 月27日教育委員会規則第 1 号

平成24年 5 月16日教育委員会規則第 5 号

平成26年 3 月26日教育委員会規則第 2 号

平成31年 3 月29日教育委員会規則第 3 号

令和 6 年 3 月29日教育委員会規則第 3 号

令和 7 年 7 月25日教育委員会規則第 8 号

伊丹市学校教育審議会条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊丹市学校教育審議会条例（平成15年伊丹市条例第 4 号）第 5 条の規定に基づき、伊丹市学校教育審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 4 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 5 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局未来戦略チームが行う。

(細則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(伊丹市立学校校区審議会条例施行規則の廃止)

- 2 伊丹市立学校校区審議会条例施行規則(昭和47年伊丹市教育委員会規則第3号)は、廃止する。

付 則 (平成18年3月27日教委規則第1号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年5月16日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年3月26日教委規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年3月29日教委規則第3号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年3月29日教委規則第3号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

付 則 (令和7年7月25日教委規則第8号)

この規則は、令和7年7月25日から施行する。